

# 未来技術社会実装事業 に係る Q&A

## (目次)

- 問1 応募にあたって特に留意すべきことは何か。
- 問2 未来技術社会実装事業募集要領の2.(2)に示されている事業であれば、全て本事業の対象となり得るのか。
- 問3 本格実装(事業化され自走する)とは何か。
- 問4 今まで取り組んでいない場合も応募は可能か(今後の見込みでも可か)。
- 問5 既に他の地方公共団体の選定事業で用いられている技術での応募は可能か。
- 問6 既に選定された事業があるが、別のテーマでの応募は可能か。
- 問7 選定事業に対する予算措置はあるのか。
- 問8 応募段階で、応募事業に関する予算計上が必要か。
- 問9 地方創生推進交付金(Society5.0タイプ)の採択のために、未来技術社会実装事業の応募が必須条件になるのか。
- 問10 「現地支援責任体制(地域実装協議会)」のねらい、取組内容は。
- 問11 各「地域実装協議会」の事務局はだれが担当するのか。
- 問12 既に地元民間企業等を構成員とした協議体が存在するが、新たに「地域実装協議会」を設置する必要があるか。

**問1 応募にあたって特に留意すべきことは何か。**

地域課題が明確であり、未来技術（AI、IoT、自動運転、ドローン等）の「実装」に関する事業によって、解決される内容が具体化されていることを前提とし、今後3年間で実装（一部でも可）、5年間で本格実装を目指す事業であることに留意したうえで応募していただきたい。

**問2 未来技術社会実装事業募集要領の2.（2）に示されている事業であれば、全て本事業の対象となり得るのか。**

未来技術導入の目的・導入範囲が適当でないもの（基盤整備や技術導入にとどまるもの）や、地方公共団体側の関与度が極端に低いものは、対象とならない。

**問3 本格実装（事業化され自走する）とは何か。**

実施推進主体が自立していくことにより、補助金・交付金に頼らずに事業として継続していくことを指す。

**問4 今まで取り組んでいない場合も応募は可能か（今後の見込みでも可か）。**

応募は可能である。

ただし、今後3年間で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間で本格実装される（事業化され自走する）事業を対象としている。

**問5 既に他の地方公共団体の選定事業で用いられている技術での応募は可能か。**

応募は可能である。

「地方創生への寄与」が選定基準となっており、具体的には「応募する地方公共団体における未来技術の必要性・有効性、事業の創造性、横展開の可能性」が求められていることに留意したうえで応募していただきたい。

**問6 既に選定された事業があるが、別のテーマでの応募は可能か。**

応募は可能である。

「地方創生への寄与」が選定基準となっており、具体的には「応募する地方公共団体における未来技術の必要性・有効性、事業の創造性、横展開の可能性」が求められていることに留意したうえで応募していただきたい。

**問7 選定事業に対する予算措置はあるのか。**

本事業による予算措置はないが、地方創生推進交付金（横展開タイプ、先駆タイプ、Society5.0タイプ）やデジタル田園都市国家構想推進交付金をはじめ、各種補助金の活用等に関する助言等の社会実装に向けたハンズオン支援を実施している。

**問8 応募段階で、応募事業に関する予算計上が必要か。**

予算計上の必要はない。事業費については、今後3年間で実装（一部でも可）、5年間で本格実装を目指すうえで、必要な時期に予算計上するなど各地方公共団体において判断されたい。

**問9 地方創生推進交付金（Society5.0タイプ）の採択のために、未来技術社会実装事業の応募が必須条件になるのか。**

本事業と地方創生推進交付金（Society5.0タイプ）は、それぞれ独立した事業であり、本事業の応募は必須条件ではない。

ただし、地方創生推進交付金（Society5.0タイプ）の採択にあたっては、「国・専門家等から事業運営等に対する助言・サポートを受け、それを反映させる体制（国・地方及び専門家等が協働したPDCAサイクル）が整っているものであること」を必要としており、本事業によって、本格実装・自立に向けた支援体制の構築が図られると考える。

**問10 「現地支援責任体制（地域実装協議会）」のねらい、取組内容は。**

選定事業毎に現地支援責任者（地方支分部局部長等）を特定し、関係省庁、地方公共団体、民間事業者等で構成する「地域実装協議会」を構築することで、各省庁にまたがる事業のワンストップ化等による手続きや調整の迅速化を図るとともに、協議会開催を通じて抽出された課題に対する議論や情報共有の場として、事業の推進を図ることを目的としている。

**問11 各「地域実装協議会」の事務局はだれが担当するのか。**

地域実装協議会の事務局は、地方公共団体に置くものとし、地域実装協議会の運営等に関して必要な事項は、地域実装協議会で定めることとする。

**問 12 既に地元民間企業等を構成員とした協議体が存在するが、新たに「地域実装協議会」を設置する必要があるか。**

既存の協議体に、国側構成員を含めたうえで「地域実装協議会」とすることを可とする。

なお、地域実装協議会の構成員は、国側の実務責任者である「現地支援責任者」、現地支援責任者を除く「国側構成員」、有識者・民間事業者・住民団体等の「その他構成員」から構成される必要があり、「現地支援責任者」「国側構成員」については、内閣府が、地方公共団体の意向を踏まえ、関係省庁と協議のうえ構成員となる省庁を選定する。